

東武バスセントラル(株)の乗合バスの上限運賃変更認可について

関東運輸局は、本日、令和5年3月3日付及び同月28日付で「東武バスセントラル株式会社」より申請のあった乗合バス事業の上限運賃の変更認可申請について申請のとおり認可致しました。

○運賃改定の申請内容

- 申請事業者： 東武バスセントラル株式会社（東京都墨田区押上一丁目1番2号）
取締役社長 岩田 敏之
- 対象路線： 東京都特別区内及び埼玉県内の一般路線バスの全路線
- 改定内容

	現行	認可
1. 対キロ区間制運賃 (埼玉県内)		
① 基準賃率	<u>37円80銭</u>	<u>43円00銭</u>
② 初乗運賃	<u>180円</u>	<u>220円</u>
2. 均一制運賃 (東京都特別区内)	<u>220円</u>	<u>240円</u>

※基準賃率は消費税10%を含む。

- 平均改定率： 東京都特別区内 7.15% 埼玉県内 15.84%
- 実施日（予定日）
令和5年7月22日（土）
- 乗合バス事業者のホームページ
<https://www.tobu-bus.com/pc/>

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部旅客第一課
担当 川村、柿本、田中
電話 045-211-7245 FAX 045-201-8802

【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、都庁記者
クラブ、埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ